

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

### 規則

○秋田県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(八九・生活衛生課)……………1

## 規 則

秋田県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十八年五月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第八十九号

秋田県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(秋田県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

#### 第一条 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成九年秋田県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削り、第四条を第二条とする。

第五条第二項を削り、同条を第三条とする。

第六条から第十四条までを削る。

第十五条中「第十九条第四項及び条例第二十五条第二項」を「第十条第四項及び第十六条第二項」に、「様式第十号」を「様式第二号」に改め、同条を第四条とする。

第十六条中「第二十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第五条とする。

第十七条の見出しを「(飼い犬の返還の申請)」に改め、同条中「第十九条第一項」を「第十条第一項」に、「飼い犬返還申請書(様式第十一号)」を「当該飼い犬の返還」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条を第六条とする。

第十八条第一項中「第二十一条第一項」を「第十二条第一項」に、「の開始時刻及び終了時刻は、処分の」を「を開始する時刻及び当該処分を終了する時刻は、その」に改め、同条第三項中「をして」を「に」に、「の終了時刻」を「を終了する時刻」に改め、同条を第七条とする。

第十九条の見出しを「(薬物による犬の処分の公示等)」に改め、同条第一項中「第二十一条第二項」を「第十二条第二項」に改め、「公示は、」の下に「同条第一項の規定による」を加え、同条第二項中「直ちに」の下に「条例第十二条第一項の規定による」を加え、「の開始時刻」を「を開始する時刻」に、「の終了時刻」を「を終了する時刻」に改め、同条第三項中「第一項」を「条例第十二条第二項」に改め、同条を第八条とする。

第二十条の見出し中「届出」を「届出事項」に改め、同条第一項中「第二十三条」を「第十四条」に改め、同条第二項を削り、同条を第九条とする。

第二十条の二中「第二十五条の二」を「第十七条」に、「様式第十三号の二」を「動物愛護管理員証(様式第三号)」に改め、同条を第十条とする。

第二十一条の見出しを「(犬及び猫の引取りの申請)」に改め、同条中「第十八条第一項」を「第三十五条第一項」に、「(犬(猫)引取り申請書(様式第十四号))」を「当該犬又は猫の引取り」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。  
(補則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に關し必要な事項は、別に定める。

第二十二條を削る。

別表第一から別表第三までを削る。

様式第一号中「飼(出)産産産産産(第5条)」を「飼(出)産産産産産(第3条)」に改める。

様式第二号から様式第九号までを削る。  
様式第十号中「第5条」を「第4条」に改め、同様式表面中「第19条第1項及び第25条第1項」を「第10条第1項及び第16条第1項」に改め、同様式裏面中「第19条」を「第10条」に、「第9条第1項ただし書」を「前条第1項ただし書」に、「第25条」を「第16条」に改め、同様式を様式第二号とする。

様式第十一号から様式第十三号までを削る。  
様式第十三号の二中「第20条の2」を「第10条」に改め、同様式裏面中「次」を「次」に、「で」を「です」に、「第25条の2」を「第17条」に、「動物の愛護及び管理に

關する法律(昭和48年法律第105号)第17条第1項」を「法第34条第1項」に、「同法第13条第1項」を「法第24条第1項又は第33条第1項」に改め、「及び前条第1項の規定による立入調査」を削り、同様式を様式第三号とする。

同条を第十四号を削る。  
(知事の権限に属する狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事務を動物管理センター所長に委任する規則の一部改正)

第二条 知事の権限に属する狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事務を動物管理センター所長に委任する規則(平成九年秋田県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。  
別表第一号(中)「予防員」を「予防員」に改め、同号(中)「保留されて」を「保留されて」に改め、同表第二号を次のように改める。

二 狂犬病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十六号)に關する事務  
第七条第四項の規定により、予防員に、毒えさの置かれた場所を巡視させ、及び毒えさの回収をさせること。  
別表第三号中「(八)及び(九)」を「(八)及び(十)」に改め、(一)から(四)までを次のように改める。

(一) 第十条第一項の規定による動物取扱業の登録をすること。  
(二) 第十条第二項(第十三条第二項)において準用する場合を含む。(の規定による動物取扱業の登録等の申請を受理事ること。  
(三) 第十一条第一項(第十三条第二項及び第十四条第三項)において準用する場合を含む。(の規定により動物取扱業者登録簿に登録等をする事。

(四) 第十一条第二項(第十三条第二項及び第十四条第三項)において準用する場合を含む。(の規定により動物取扱業者登録簿に登録等をした旨を通知すること。  
別表第三号(中)「第十九条第二項」を「第三十六条第二項」に、「(負傷動物)」を「(負傷動物)」に改め、同号(中)と

し、同号(中)「第十八条第一項」を「第三十五条第一項前段」に、「(犬又は猫の引取りを行う)」を「(犬又は猫を引き取る)」に改め、同号(中)を(四)とし、(五)の次に次のように加える。  
(五) 第三十六条第一項の規定による負傷動物等の発見の通報を受理事ること。

別表第三号(中)「第十五条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同号(中)を(四)とし、(五)の次に次のように加える。  
(六) 第二十五条第三項の規定により、市町村長に対し、必

要な協力を求めること。

第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可をすること。

第二十六条第二項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の申請を受理すること。

第二十七条第一項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により特定動物の飼養又は保管の許可等の基準に適合していると認めること。

第二十七条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により特定動物の飼養又は保管の許可等に条件を付すこと。

第二十八条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に係る事項の変更の許可をすること。

第二十八条第三項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に係る事項の変更の届出を受理すること。

第二十九条の規定により特定動物の飼養又は保管の許可を取り消すこと。

第三十二条の規定により、特定動物の飼養又は保管の方法等に違反した特定動物飼養者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。

第三十三条第一項の規定により、特定動物飼養者に対し、必要な報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

別表第三号(中)「第十五条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、「その事態を除去するために」を削り、同号(ハ)を同号(カ)とし、同号(中)「第十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、「により、」の下に「動物取扱業者に対し、必要な」を加え、同号(ハ)を同号(カ)とし、同号(ハ)中「第十二条第二項」を「第二十三条第三項」に、「当該」を「その」に改め、同号(ハ)を同号(カ)とし、同号(中)中「第十二条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第十一条第一項又は第二項」を「第二十一条第一項又は第二項」に、「改善すべき」を「改善すべき」に改め、同号(中)を(カ)とし、(カ)の次に次のように加える。  
(ハ) 第二十三条第二項の規定により、動物取扱責任者研修を受けさせていない動物取扱業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。

別表第三号(四)の次に次のように加える。  
(五) 第十二条第一項(第十三条第二項及び第十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定により動物取扱業者の登録等を拒否すること。  
(六) 第十二条第二項(第十三条第二項、第十四条第三項及

び第十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により動物取扱業者の登録等を拒否した旨を通知すること。

(七) 第十三条第一項の規定による動物取扱業者の登録の更新をすること。

(八) 第十四条第一項の規定による動物取扱業者の登録に係る事項の変更又は飼養施設の設置の届出を受理すること。  
(九) 第十四条第二項の規定による動物取扱業者の登録に係る事項の変更の届出を受理すること。

(十) 第十五条の規定により動物取扱業者登録簿を閲覧に供すること。

(十一) 第十六条第一項の規定による動物取扱業者の死亡等の届出を受理すること。

(十二) 第十七条の規定により動物取扱業者の登録を抹消すること。

(十三) 第十九条第一項の規定により動物取扱業者の登録を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。

(十四) 第二十二条第三項の規定により動物取扱責任者研修を行うこと。

別表第三号に次のように加える。  
(五) 第三十七条第二項の規定により必要な指導及び助言を行うこと。

別表第五号(一)中「第十七条」を「第六条」に改め、同号に次のように加える。  
(一) 第七条第一項の規定により薬物による犬の処分を開始する時刻及び当該処分を終了する時刻を定めること。

(二) 第七条第三項の規定により、職員に、毒えさの置かれた場所を巡視させるとともに、毒えさを回収させること。

(三) 第八条第二項の規定により直ちに薬物による犬の処分を行う必要があると認めること。

(四) 第八条第三項の規定により広報を行うこと。

(五) 第十一条の規定による犬又は猫の引取りの申請を受理すること。

別表第五号を同表第六号とし、同表第四号中「(六)から(十)まで及び(十二)を(一)から(五)まで及び(七)から(九)まで」に改め、(一)から(五)までを削り、同号(六)中「第十九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号(六)を同号(七)とし、同号(七)中「第二十条第一項」を「第十一条第一項」に、「犬を」を「飼いだ犬を」に改め、同号(七)を同号(八)とし、同号(八)中「第二十条第二項」を「第十一条

第二項」に、「犬」を「抑留した犬」に改め、同号(ハ)を同号(カ)とし、同号(ハ)を同号(カ)とし、「薬物による犬の処分をする」を「区域及び期間を定め、当該区域を管轄する市町村長と協議して、薬物により係留されていない犬を処分する」に改め、同号(中)を(カ)とし、(カ)の次に次のように加える。  
(五) 第十二条第二項の規定により、当該区域及び期間を公示するとともに、必要な措置を講ずること。  
(六) 第十三条の規定による特定動物が逸走した旨の通報を受理すること。

別表第四号(中)「第二十三条」を「第十四条」に、「事故発生時」を「特定動物等による加害事故の発生の日時等」に改め、同号(ハ)を同号(カ)とし、同号(ハ)中「第二十四条第一項」を「第十五条」に改め、「により、」の下に「人の生命等に害を加え、又は加えるおそれがある動物の」を、「飼いだ主」の下に「等」を加え、同号(ハ)を(カ)とし、(カ)を削り、同号(ハ)中「第二十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「報告等」を「動物の飼いだ主に対し、必要な報告若しくは資料の提出」に改め、同号(ハ)を同号(カ)とし、同号(ハ)を同表第五号とし、同表第三号の次に次の一号を加える。

四 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号)に関する事務

(一) 第二条第三項の規定により必要と認める書類の提出を求めること。

(二) 第二条第五項(第四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により登録証を交付すること。

(三) 第二条第六項(第四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による登録証の再交付をすること。

(四) 第二条第八項(第四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による登録証を亡失した旨の届出の受理をすること。

(五) 第二条第九項(第四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による登録証の返納の受理をすること。

(六) 第四条第三項の規定により更新期間前の登録の更新をすること。

(七) 第五条第六項の規定により必要と認める書類の提出を求めること。

(八) 第十条第一項の規定により動物取扱責任者研修の開催について通知すること。

(九) 第十条第三項ただし書の規定により他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を指定すること。

が開催する動物取扱責任者研修を指定すること。

(十) 第十二条の規定による苦情の申出を受けること。  
(九) 第十四条の規定により特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間を定めること。

(八) 第十五条第三項の規定により必要と認める書類の提出を求めること。

(七) 第十五条第五項(第十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可証を交付すること。

(六) 第十五条第六項(第十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の再交付すること。

(五) 第十五条第八項(第十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による許可証を亡失した旨の届出を受理すること。

(四) 第十五条第九項(第十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の返納の受理をすること。

(三) 第十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管をやめた旨の届出を受理すること。

(二) 第十七条第一号ロただし書の規定により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であつて、観覧者等の安全性が確保されているものと認めること。

(一) 第十七条第一号ハただし書の規定により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であつて、観覧者等の安全性が確保されているものと認めること。

(六) 第十八条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に係る事項の変更の許可の申請を受理すること。

(五) 第十八条第三項の規定により必要と認める書類の提出を求めること。

(四) 第二十条第三号の規定による措置の内容の届出を受理すること。

(衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部改正)  
第三条 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三十二号(一)中「第十五条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、「その事態を除去するために」を削り、同号(一)中「第十五条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同号(二)中「第十八条第一項」を「第三十五条第一項前段」に、「一の引取

りを行う」を「を引き取る」に改め、同号中(二)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 第二十五条第三項の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること。

別表第三十三号(一)中「第十九条第一項」を「第十条第一項」に改め、「により」の下に、「職員に」を加え、「抑留する」を「抑留させる」に改め、同号(二)中「第二十条第一項」を「第十一条第一項」に、「犬の引取り」を「抑留した犬を引き取るべき旨」に、「犬を」を「飼い犬を」に改め、同号(三)中「第二十条第二項」を「第十一条第二項」に改め、「により、」の下に「抑留した」を加え、同号(四)中「第二十一条第一項」を「第十二条第一項」に、「よる犬の処分をする」を「より係留されていない犬を処分する」に改め、同号(五)中「第二十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「報告等」を「犬の飼い主に対し、必要な報告若しくは資料の提出」に、「立入検査」を「立入調査」に改め、同号(六)を同号(八)とし、同号(六)中「第二十四条第一項」を「第十五条」に改め、「により、」の下に「人の生命等に害を加え、又は加えるおそれがある」を、「飼い主」の下に「等」を加え、同号(六)を同号(七)とし、同号(五)中「第二十三条」を「第十四条」に、「事故発生時」を「飼い犬による加害事故の発生の日時等」に改め、同号中(五)を(六)とし、(四)の次に次のように加える。

(五) 第十二条第二項の規定により、当該区域及び期間を公示するとともに、必要な措置を講ずること。

別表第三十三号の二(一)中「第十七条」を「第六条」に改め、同号に次のように加える。

(一) 第七条第一項の規定により薬物による犬の処分を開始する時刻及び当該処分を終了する時刻を定めること。

(二) 第七条第三項の規定により、職員に、毒えさを置かれた場所を巡視させるとともに、毒えさを回収させること。

(三) 第八条第二項の規定により直ちに薬物による犬の処分を行う必要があると認めること。

(四) 第八条第三項の規定により広報を行うこと。

(五) 第十一条の規定による犬又は猫の引取りの申請を受理すること。

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

附則  
この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄